



診療科概要



当科関連動画



関係医療機関へのメッセージ

日々大量に作成される医師の診療録や、看護師の記録、検査結果など患者さんにとって治療の歴史ともいえる多種多様な「カルテ(診療記録)」を適切に保管・管理し、活用しているのが医療情報管理科です。カルテ管理の専門職である診療情報管理士が業務を行っています。診療情報管理士とは、診療記録および診療情報を適切に管理し、そこに含まれる情報を活用することにより、医療の安全、質の向上および病院の経営管理に寄与する専門的な職業です。

患者さんが安全・安心な医療を受けるためには、カルテに正確な情報が確実に記載されていることが情報共有・医療安全の面からも必要です。そのために“誰が読んでも理解できる適切なカルテ”となるよう、記載内容の点検を日々行っています。



その他医療機関へアピールできること

カルテは法律でも保存が義務付けられ、中には30年間保存義務のあるものもあります。当院は、電子カルテ導入以前の紙のカルテも可能な限り保存しています。当時の治療を確認することで、現在の治療に役立てることができます。また、患者さんからのカルテ開示依頼に対応することもできます。